

定 款

一般社団法人 近畿地区信用金庫協会

一般社団法人 近畿地区信用金庫協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人近畿地区信用金庫協会（以下「この協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この協会は、主たる事務所を大阪府中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この協会は、近畿地区内（「滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県及び兵庫県」を指す。以下同じ）に主たる事務所を有する信用金庫の健全な発達を図り、もって公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 信用金庫制度及び業務並びに金融経済等に関する調査研究を行うこと。
- (2) 信用金庫の業務の改善及び発展を図るための調査研究を行うこと。
- (3) 関係官庁その他関係機関に対する建議、答申及び連絡を行うこと。
- (4) 信用金庫相互の緊密なる連絡及び提携を図るとともに共同事業を行うこと。
- (5) 信用金庫役員に対する教育研修及び福利厚生並びに信用金庫が行う教育、人事管理に関する調査研究を行うこと。
- (6) この協会及び信用金庫に関する広報を行うこと。
- (7) その他この協会の目的達成上必要と認める事業を行うこと。

2 前項の事業は、近畿地区内及びその周辺において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 この協会の会員は、近畿地区内に主たる事務所を有する信用金庫であって、第6条の規定により入会した者とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得等)

第 6 条 この協会の会員になろうとする者は、入会申込書に次の事項を記載し、その理事長がこれに記名押印のうえ、会長に提出しなければならない。

(1) 名称及び設立年月日

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表理事全員の役名及び氏名

2 会長は、前項の入会申込書の提出を受けたときは、その入会の諾否について理事会に諮らなければならない。

3 前項により、理事会において入会の申込みを承諾したときは、会長はその旨を会員となろうとする者及び全会員に対し通知するとともに、別に定める会員名簿に登録する。

4 会員のこの協会に対する権利義務は、前項の通知を発したときから発生するものとする。

(変更事項の届け出)

第 7 条 会員は、第6条第1項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、この協会に、2週間以内に書面により届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、会長は、会員名簿を変更するとともに、これを全会員に通知するものとする。

(加入金)

第 8 条 この協会の会員となった者は、加入金を納付しなければならない。

2 加入金は、総会の決議により定める。

3 加入金は、入会の通知を受けた日から、1週間以内にこれを納付しなければならない。

(経費分担の義務)

第 9 条 会員は、この定款の定めるところに従って、経費分担金及び特別分担金を納付しなければならない。

(経費分担金及び特別分担金の計算等)

第 10 条 経費分担金は、一部を各会員平等に、他を各会員の事業分量等を勘案して総会でこれを決定する。ただし、新たに会員となったものの経費分担金は、会員資格を取得した月からその事業年度の終りまでの月割りとする。

2 前項の経費分担金は、毎年4月に納付しなければならない。

ただし、新たに会員となった者は会員資格を取得した日から1ヵ月以内にこれを納付しなければならない。

3 特別分担金を決定しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

(返還請求の禁止)

第 11 条 会員は、すでに納付した加入金、経費分担金及び特別分担金について、その返還を請求することができない。

(任意退会)

第 12 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 13 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議を経てこれを除名することができる。

(1) この協会の定款に違反したとき。

(2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の決議を行う場合には、当該会員に総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えるものとする。

3 第1項により除名が決議されたときは、除名された会員及び他の会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 14 条 前2条の場合のほか、次の各号の一に該当するに至った場合は、会員の資格を喪失する。

(1) 第5条に規定する資格の喪失

(2) 解散

(3) 全会員の同意

(会員資格の喪失に伴う権利・義務)

第 15 条 会員が会員の資格を失ったときは、この協会に対するすべての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第 4 章 総 会

(総会の構成)

第 16 条 総会は、全会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の開催)

第 17 条 毎年3月及び6月に通常総会を開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。このうち毎年6月に開催する通常総会を法人法上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

第 18 条 総会は、法令に別の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき

会長が招集する。

- 2 会長に事故あるとき（欠けた場合を含む。以下同じ）は第 25 条第 3 項により理事会であらかじめ定めた順序に基づき副会長が招集する。
- 3 総会を招集しようとするときは、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに会員に対してその通知を発しなければならない。
- 4 全会員数の 5 分の 1 以上の会員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に対し総会の招集を請求することができる。

（総会の議長）

第 19 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるときは、第 25 条第 3 項により理事会であらかじめ定めた順序に基づき副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、理事会の決議により理事のうちから選任された者を議長とする。

（総会の議決権）

第 20 条 各会員の総会における議決権は 1 個とする。

- 2 議決権を行使する者は各会員の代表理事に限るものとする。
- 3 会員は、委任状をもって、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 4 前項により代理人に議決権の行使を委任した者は、総会に出席したものとみなす。

（総会の決議）

第 21 条 総会は、次の各号に定める事項のほか、法令またはこの定款に定める事項について決議する。

- （1）事業計画書及び収支予算書の承認
- （2）経費分担金の算出基準及び加入金・特別分担金の決定
- （3）第 42 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に定める書類の承認

- (4) 理事及び監事の選任
- (5) 理事及び監事の報酬等の総額並びに支払基準の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 理事及び監事の解任
- (8) 会員の除名
- (9) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項

2 総会の決議は、法令及びこの定款に別の定めがある場合を除き、全会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず第1項第6号、第7号のうち監事の解任、第8号及びその他法令の定める事項（この定款に別の定めがある事項は除く。）については、全会員の半数以上であって、全会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(総会の議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、この協会の事務所に備え置かなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び総会に出席した会員のなかから議長が指名した議事録署名人2名がこれに署名または記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 23 条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事9名以上14名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事または常務理事とする。

3 前項の会長、副会長、専務理事または常務理事を法人法上の代表理事とする。

4 監事は、この協会の理事または使用人を兼ねることはできない。

(役員を選任等)

第 24 条 理事及び監事は、会員の代表理事又は学識経験のある者のうちから総会の決議により選任する。

2 会長、副会長、専務理事または常務理事は、理事会の決議により理事のうちから選任する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、会務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会であらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

4 専務理事または常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この協会の事務を処理する。また、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(監事の職務)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成する。

2 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

ただし、再任（任期満了後、第 23 条第 1 項の定めに基づき改めて選任することをいう。）は妨げない。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前項の規定にかかわらず、その前任者の残任期間とする。

3 理事または監事は、第 23 条第 1 項で定める員数が欠けた場合には、辞任または任期満了により退任した後も、新たに選任された理事または監事が就任するまでは、その権利義務を有する。

（役員報酬等）

第 28 条 理事及び監事には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める支払い基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第 6 章 理 事 会

（理事会の構成）

第 29 条 この協会に理事会を置く。

2 理事会は、全理事をもって構成する。

（理事会の職務）

第 30 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

（1）この協会の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）会長、副会長、専務理事または常務理事の選任及び解職

（4）総会に提出すべき議案の決議

（5）総会において、理事会に委任された事項の決議

（6）前各号に定める事項のほか、法令またはこの定款に定める事項

（理事会の招集）

第 31 条 理事会は、法令に別の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長に事故あるときは、第 25 条第 3 項により理事会であらかじめ定めた順序に基づき副会長が招集する。

3 理事会の招集については、第 18 条第 3 項を準用する。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるときは、第 25 条第 3 項によりあらかじめ定めた順序に基づき副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、理事会の決議により理事のうちから選任された者を議長とする。

(理事会の決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会の議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印するものとする。ただし、議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令の定める署名または記名押印に代わる措置をとるものとする。

(理事会規程)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款の定めるも

ののほか、理事会において定める理事会規程による。

(常任理事会)

第 37 条 この協会に任意の機関として常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、府県協会長である理事及び専務理事又は常務理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、この協会の業務の執行に関して、理事会に先立ち事前に協議することができる。
- 4 常任理事会は、必要な場合に会長が召集する。

第 7 章 委 員 会 等

(委員会等)

第 38 条 この協会は、第 4 条に規定する事業を遂行するため、委員会及び専門部会を設置することができる。

- 2 委員会は、会長の諮問機関として、会員の意見の把握・集約を図るとともに、この協会の効果的な運営について協議することを目的とする。
- 3 委員会の設置、委員の定数及び選出方法その他運営に関し必要な事項は理事会において定める。
- 4 専門部会は、専門的な事項について調査・研究を行うことを目的とする。
- 5 委員会委員及び専門部会部員の委嘱は、会長がこれを行う。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 39 条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に職員若干名を置き、任免は会長が行う。

第 9 章 財 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 40 条 この協会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、前項第1号、第3号及び第4号の書類は、定時社員総会に提出し、前項第1号の書類についてはその内容を報告し、前項第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を5年間主たる事務所に備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第 43 条 この協会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この協会の各事業年度において生じた剰余金は、翌事業年度へ繰越し、翌事業年度の収入とする。

10 章 解 散 等

(解散等)

第 44 条 この協会は、総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

2 総会の決議により解散する場合には、全会員の半数以上であって全会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(残余財産の処分方法)

第 45 条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公 告

(公告の方法)

第 46 条 この協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 そ の 他

(備え置き帳簿及び書類)

第 47 条 主たる事務所には、法令の定めるところにより、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 総会及び理事会の議事録
- (4) 第 42 条第 1 項の各号に掲げる書類
- (5) 監査報告書
- (6) その他法令の定める帳簿及び書類

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の登記の日から施行する。
- 2 この協会の最初の代表理事は橋本博之、梶田益男、増田寿幸、加藤正祐、齊藤恒雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

施行 平成 24 年 4 月 1 日